## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 東邦車輛株式会社

代表者及び住所 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地

2. 指名停止措置期間 : 令和7年11月28日から令和8年1月27日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 : 日本トレクス株式会社及び東邦車輛株式会社(以下「当該業者」という。)

は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に

販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

また、当該業者は、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特

定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

また、当該業者は令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

前記のとおり、当該業者は共同して、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定トレーラ

の販売分野における競争を実質的に制限していた。

令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして公表した。

5. 指名停止措置理由 : 東邦車輌株式会社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定

に違反する行為を行っていたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号

(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

〇問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)